

平成 28 年度

定期監査等結果報告書

(総務課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

総務課

2. 監査の範囲

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成28年4月25日～平成28年6月1日まで

4. 監査の方法

総務課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

総務課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 補助金の交付について

(1) 実績報告書について

補助金額の確定、事業内容及び事業効果に関する審査は交付対象団体から実績報告書が提出されることにより行われるものである。

しかし、この実績報告書の支出経費に補助金の使途内訳が不明瞭なものが見受けられた。また、補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において、補助金充当分の金額が記載されることにより、補助金の使途を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の内容が明らかな実績報告書等の提出を求められたい。

(2) 繰越金について

交付対象団体の収支決算書において、当該年度に余剰金が発生し、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金を超えるものが見受けられた。

また、補助金以外に会費収入、事業収入等により経理されている場合は、原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうか充分検討する必要があるものと思われる。

なお、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、実績報告等を精査し、繰越金額が補助金額と同等か、それ以上の場合については、廃止・減額を含め補助金額の節減を検討されたい。

2. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当する場合にのみ実施できるものである。

このため市では、平成 19 年 6 月 1 日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約の理由が未記載となっているもの、適用条項の記載はあるが適切でないもの、また、見積り結果表において、予定価格に消費税を含めていないものなどが見受けられた。

随意契約は、契約の例外的取扱であるため、その実施については慎重を期す必要がある。

そのため、随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴するとともに、施行令 167 条の 2 第 1 項各号の法的根拠、随意契約を行う客観

的理由を起案文章等に明確に記載されるよう努められたい。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、翌年度以降における解除条項が規定されていないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

また、長期継続契約は契約の性質上翌年度以降にわたり契約しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす役務等の提供が対象となるものであり、同一業者と長期にわたって契約を継続することから、不利な条件の契約とならないよう、採用に際しては、必要性を十分に見極めると共に、定期的に契約を見直す必要もあると思われる。

(3) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の根拠規定及び根拠書類のないものが見受けられた。契約保証金を免除する場合においては、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。また、契約保証金を免除する場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

3. 財産管理について

(1) 備品台帳の未整備について

前回、前々回の定期監査において指摘され改善されてきているが、個々の内容に不十分な面が散見された。更なる調査の上、整備を行い、備品を購入する際は必ず台帳を整備し、備品の管理が軽視されることがないように、より一層効率的な財産の管理に努められたい。

(2) 防災備品について

防災備品については、備蓄品にあった適切な保管管理と、住民に対する使用方法等の周知が重要である。今後も防災訓練にあわせた備蓄品の使用講習・訓練により、多くの人々が備蓄品を活用するなど、防災意識の啓発や高揚に繋がるよう創意工夫をされたい。またコミュニティー事業で設置された防災倉庫の活用については、配布される備蓄品等について速やかに台帳を整備し、備蓄物資を迅速に搬出できるよう常時整理整頓に心掛け、災害目的を第一に適正な管理に努められたい。